相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市薄葉一二七四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邊　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

栃木県大田原市本町一丁目二番四号星ビル一Ｆ　木野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木野　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市旭町一丁目一二番地二〇、最後の住所埼玉県川越市旭町一丁目一二番地二〇　ヴィルヌーブ川越四〇一号室

被相続人　亡　及川　忍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

埼玉県所沢市松葉町一一番九号　ピースセンター　相続財産管理人　天野麻依子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草六丁目二三番地、最後の住所埼玉県東松山市松葉町二丁目一七番二一号

被相続人　亡　中澤　勝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階弁護士法人けやき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南雲　芳夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市柴崎町四丁目一五四番地、最後の住所東京都立川市曙町一丁目五番一一号　被相続人　亡　加藤　治雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

事務所東京都新宿区西新宿一―八―一新宿ビルディング四階新宿法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区高田馬場三丁目三一番、最後の住所東京都江東区南砂六丁目五番二―五〇九号　被相続人　亡　松原ウタ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号

相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蕨市中央三丁目四九六九番地、最後の住所東京都杉並区阿佐谷北一丁目四番一二号ハイム阿佐谷一〇三　被相続人　亡　横山　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区愛住町一八番地、最後の住所東京都中野区弥生町四丁目二一番一号　被相続人　亡　浅見登喜夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五

相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

平成二十六年四月十五日

事務所東京都新宿区西新宿一―八―一新宿ビルディング四階新宿法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区高田馬場三丁目三一番、最後の住所東京都江東区南砂六丁目五番二―五〇九号　被相続人　亡　松原ウタ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号

相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蕨市中央三丁目四九六九番地、最後の住所東京都杉並区阿佐谷北一丁目四番一二号ハイム阿佐谷一〇三　被相続人　亡　横山　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区愛住町一八番地、最後の住所東京都中野区弥生町四丁目二一番一号　被相続人　亡　浅見登喜夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五

相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区西新井三丁目一五五番地、最後の住所東京都足立区西新井三丁目七番八号　被相続人　亡　永井　勝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

事務所東京都文京区小石川二丁目二番一三―一一〇二号柴田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区戸越三丁目八三七番地、最後の住所東京都品川区戸越三丁目八番三号　被相続人　亡　樫林　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦郡葉山町堀内二四八番地、最後の住所神奈川県厚木市愛名一二八五番地グランレーヴ厚木　被相続人　亡　齋藤　コト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

神奈川県平塚市宮の前二番三号桂エンタープライズビル五階平塚宮の前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　乃亜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市中央二丁目四六番地、最後の住所石川県金沢市岸川町ほ五番地　被相続人　亡　津久井松代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

石川県金沢市米泉町一丁目五番地三

相続財産管理人　松村　義信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡富士河口湖町小立一七六一番地一、最後の住所山梨県南都留郡富士河口湖町小立一七六一番地　被相続人　亡　渡邊優記榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

山梨県甲府市丸の内三丁目三二番一〇号丸統泉ビル中込博法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中込　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県加茂郡七宗町神渕七五六六番地、最後の住所岐阜市旦島中一丁目六番三号　被相続人　亡　加藤　茂美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

事務所岐阜市泉町四一番地富士火災岐阜ビル一階　ティアレ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大東市諸福八丁目二番、最後の住所大阪府大東市諸福八丁目二番一六号　被相続人　亡　片野　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十五日

大阪市中央区南本町一―三―九―一二〇一

相続財産管理人　弁護士　柏木　秀介